

平成 23 年 8 月 8 日

一般社団法人

全国個室ユニット型施設推進協議会

## 〔発言要旨〕

### 1 ————— 介護報酬改定について

入居者の尊厳を護った介護を提供するには個室であるべきであり、また個別ケアを提供するにはユニット型が最適であります。介護保険施設の実態調査では入居者 10 人あたりの介護職員数はユニット型 5.37 人、従来型 4 人となっています。現状の 5.37 人は必要な数と考えています。

個室ユニット型特養の従業員 1 人当たりの給与は 360 万円/年、従来型 400 万円/年と 10%安い。一般企業のそれと比して 3 分の 2 程度の現状にあると認識しています。

従業員の処遇改善のため**適正な介護報酬**を要望します。

(数値は「WAM」3月号による)

### 2 ————— 施設における医療の充実と医療・介護の連携強化について

(1) 特別養護老人ホーム(特養)の配置医師制度は廃止して、「**特養における診療は保険医によるものとする。**」に変更を要望します。

(2) 特養利用者は重度化が進んでいます。現状の配置医師制度と看護師の配置基準 3 人(現状は平均 5 人配置)では対処が困難です。「在宅療養診療所」や**在宅療養診療所と「連携している病院」が施設内に入り、医療サービスの提供ができる制度**を要望します。